

東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）

自動けいぞく投資約款

東海東京証券株式会社

## 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、三菱東京UFJ国際投信株式会社の発行する東海MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「東海MRF」といいます。）の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って東海MRFの自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

## 第2条（申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名押捺し、これを当社の本・支店および営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みものといたします。
2. 前項のお申込みは、別に定める「証券総合取引約款」にもとづく証券総合口座取引のお申込が必要となります。
3. 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の東海MRF自動けいぞく投資口座を設定いたします。  
なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。
4. 第1項にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

## 第3条（金銭の払込み）

申込者は、東海MRFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

## 第4条（取得時期・価額）

1. 当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午までに払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、東海MRFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午までに受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。なお、前記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りません。
2. 第1項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
3. 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に取得日となる営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した日に、東海MRFを申込者に代わ

って取得いたします。

4. 取得された東海MR Fの所有権ならびにその元本、または分配金に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

#### 第5条（果実の再投資）

1. 東海MR Fの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、東海MR Fを申込者に代わって取得いたします。
2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得日となる営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した日に、東海MR Fを申込者に代わって取得いたします。

#### 第6条（返還）

1. 当社は、この契約に基づく東海MR Fについて、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該返還請求にかかる東海MR Fについては、正午以前に返還の請求を行い当日にそのお受取りを希望されたときは当日をお支払日とし、正午を過ぎて返還請求を行ったとき、または正午以前に返還請求を行い翌営業日のお受取りを希望されたときは、翌営業日をお支払日として、お支払日の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものといたします。
2. 東海MR Fの分配金については、第5条にもとづき再投資されますので、換金はできません。分配金は、第8条にある解約の時に換金が行われ、返還されます。
3. 第1項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店により申込者に返還いたします。

#### 第7条（キャッシング（即日引出））

1. 申込者は、第6条の正午を過ぎての返還請求にもとづき当社が引渡すべき金銭相当額について返還請求日当日にそのお受け取りを希望される場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。
  - ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、東海MR Fの残高に基づき計算した下記の返還可能金額、または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、東海MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額 = 返還請求日の申込者の所有口数 × 返還請求日の前日の基準価額

- ② 第1号のキャッシング申込日に、当社は、当該申込日の前日までの返還可能金額の計算に基づき、第1号のキャッシングの貸出しによる金銭に相当する東海MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定していただくと同時に、第6条の返還手続きを行います。
- ③ 第2号の返還手続きにもとづく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済に充当します。当該金銭とは別に、第2号の返還手続きにかかる東海MR Fについての、キャッシング申込日から当該受渡日の前日までの分配金から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、貸出し金利として当社がもらいうけます。
- ④ 当社は、第2号の返還を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第2号の返還手続きにもとづく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

2. 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、取扱店により申込者に返還いたします。

#### 第8条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
  - ② 当社が、東海MR Fの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
  - ③ 東海MR Fが償還されたとき。
  - ④ 別に定める「証券総合口座取引約款」に基づく証券総合口座取引が解約されたとき。
2. 当社は、引き続き3ヵ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
3. この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく、東海MR Fおよび分配金を第6条準じて、取扱店において申込者に返還いたします。

#### 第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

#### 第10条（その他）

1. 当社は、この契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目に

よっても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - ① 所定の手続により、この契約にもとづく東海MR Fまたは分配金を返還した場合。
  - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、また印影が届出印と相違するために、この契約に基づく東海MR Fまたは果実を返還しなかった場合。
  - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく東海MR Fの買付もしくは東海MR Fまたは果実の返還が遅延した場合。
  
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上  
(平成 27 年 7 月)